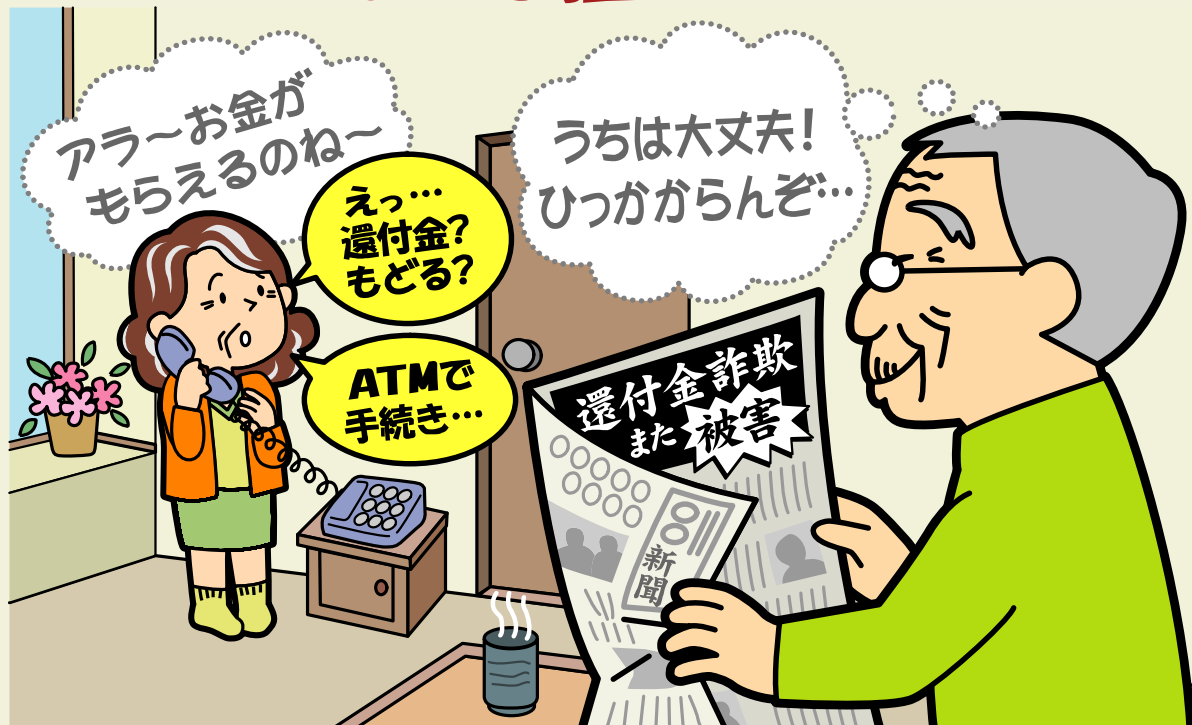


みまもい通信 **その49** <平成25年5月号>

あなたも狙われている！



自分だけはだまされない！

…なんて思っていないませんか？

還付金をATMで返還することは絶対にありません。
「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら**還付金詐欺**です。

相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などを使い**自分で電話番号を確認して、関係機関に問い合わせ**ましょう。

だまされないためにも「自分の身にも起こるかも…」という意識を持つことが大切です。

トラブルは早めに 札幌市消費者センター(728-2121)へ